第3章(基準7)

(管理運営)

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

《7-1の視点》

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

(1) 7-1の事実の説明(現状)

本学の目的については、「学校法人田村学園寄附行為」(第3条)に法人の目的が掲げられ、また、 学則にも掲げられている。この目的を達成するための法人の管理運営体制は、理事会、評議員会、 監事から成り、それぞれの役割は「学校法人田村学園寄附行為」(以下「寄附行為」という。)の中 で明確に示されている。(表7-1-1理事会及び評議員会構成員等)

【理事会】

「寄附行為 第17条第2項 理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」 で規定されている。

メンバーは、6 人の理事(外部からの理事 3 人含む)及び2 人の監事(すべて外部から)で構成されている。理事会は、理事長が招集し、議長となり、本学園の重要事項について審議が行われる。年間に原則4 回開催している。(表7-1-2 理事会開催状況表)

平成20(2008)年度は5回、平成21(2009)年度は6回開催した。さらに、新年度の始期を直前にした理事会開催日(例年3月31日)の設定については、不測の事態が生じることも考慮し、3月29日開催とした。

【評議員会】

学校法人の業務もしくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について意見を述べる諮問機関である。理事長は、予め評議員会から「寄附行為 第22条」の事項については、意見を聞かなければならない。メンバーは14人の評議員で構成される。(「寄附行為 第20条第2項」)年間に原則4回開催している。(表7-1-3評議員会開催状況表)

平成20(2008)年度は5回、平成21(2009)年度は5回開催した。

【監事】

監事は「寄附行為 第16条」に規定されている職務を遂行するとともに、理事会及び評議員会 に出席して経営面について意見を述べている。

【選考・採用】

管理運営に関わる役員等の選考や採用に関しては、寄附行為に規定され、厳格適正に行われてい

る。

【大学の管理運営体制】

大学の運営に関する重要事項について審議、決定するために大学戦略会議を置いていた。戦略会議は「大学戦略会議規程 第2条」で「戦略会議は大学の発展に寄与する様々な事項について審議し、またその重要事項について決定するとともに、理事会と大学の意思疎通を図ることを目的とする。」と規定し、法人と大学との調整機能をも果たしている。平成21(2009)年度は10回開催した。教学に関する重要事項は各学部教授会、大学院研究科教授会で審議している。

さらに、平成22(2010)年4月より、学長のリーダーシップの下に大学運営、教育方針、大学・大学院調整など、教学に関する重要事項を協議、決定するために「大学運営会議」を設けた。これに伴い、「大学戦略会議」を法人組織の「大学経営会議」とし、理事会と大学とのさらなる迅速な意思疎通を図り、法人・大学間の重要事項を審議・決定する体制を強化した。

(2) 7-1の自己評価

大学の設置者の管理運営体制は、寄附行為等の定めの通り、適切に整備され、機能している。また、役員等の選考や、採用も寄附行為の定めに従って行われている。平成21(2009)年4月1日付で寺島実郎が学長に就任し、理事数6人、評議員数14人となり、定数を満たしている。

理事会、評議員会ともに年間原則4回開催され、提案された重要事項を審議、決定しており、理事会は学校法人の最高機関としての機能を十分に果たしている。評議員会は重要事項などあらかじめ理事会に諮問する等、諮問機関として適切に機能している。

(3) 7-1の改善・向上方策(将来計画)

私立学校法改正で、さらなる管理運営体制の改善と経営の透明性が求められている。理事、監事、 評議員が役割分担をいっそう明確化し、3者がそれぞれの役割をはたせるよう努めていく。さらに、 運営体制の充実を図るために、寄附行為等の規程変更を含めた、運営体制の改善を図っていくよう 努める。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

《7-2の視点》

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

(1) 7-2の事実の説明(現状)

理事長は法人を代表し、その業務を総理し、学長は校務を掌り、所属職員を統督する(学校法人 田村学園組織運営規程 第7条)。理事会に学長が理事として出席し、大学の全学的に係る重要事 項を審議及び決定すると同時に大学と法人の調整も行う。

各教授会及び研究科教授会の審議、決定事項は、「大学戦略会議」に上程され、大学としての意思決定がなされている。

「大学戦略会議」には、学長以下、大学の各部門責任者に加え、理事長、常務理事及び法人事務局長が参加しており、管理部門と教学部門との討議等が行われ、迅速な意思決定がなされてきた。しかし、2学部1研究科、3キャンパスへと拡大したこともあり、平成22(2010)年4月に、組織を変更し、学長のリーダーシップの下で教学に関する重要事項を協議、決定する「大学運営会議」と、理事会と大学との意思疎通を図り、法人・大学間の重要事項を審議・決定する法人組織の「大学経営会議」を設置した。これにより、一層の「経営一教学一事務」間の連携強化を図った。

(2) 7-2の自己評価

これまでの、「大学戦略会議」の活動については、評価できるが、大学としての一体感ある意思 決定を行える場として「大学運営会議」を設置し、また、法人・大学間の意思疎通を図る「大学経 営会議」を設置し、さらに迅速な意思決定ができたことは評価できる。これにより、意思決定され た事項は、教学部門及び管理部門にすみやかに情報提供され、全学的な意思疎通が図られた。

(3) 7-2の改善・向上方策(将来計画)

大学を取り巻く厳しい環境変化に適応するため、平成22(20010)年4月に設置した「大学運営会議」及び「大学経営会議」の機能性及び実効性を高める。

7-3. 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学 運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

《7-3の視点》

- 7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。
- 7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが 構築され、かつ適切に機能しているか。
- 7-3-3 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

(1) 7-3の事実の説明(現状)

本学は、学則第2条に則り、自己点検に努めてきたが、平成20(2008)年度の日本高等教育評価機構の受審で指摘を受けた組織的な取り組みまでには、至っていなかった。

これについて、指摘事項の改善に努めるとともに、より効果的な自己点検評価を行うため、平成20(2008)年10月に「多摩大学自己点検評価規程」を改正し、「多摩大学自己点検評価委員会」を再編成した。この委員会の下に「多摩大学FD推進委員会」「多摩大学VOICE推進委員会」「多摩大学SD推進委員会」を置き、各々の推進委員会規程も整備して、全学で組織的な自己点検評価活動、FD活動、SD活動、VOICE推進活動を展開し、教育研究の改善につなげた。また、平成20(2008)年度から、毎年自己点検報告書を作成しており、この自己点検評価報告書に基づきPDCAサイクルを確立している。平成21(2009)年度には自己点検評価組織の見直しを行い、自己点検評価委員会の下に小委員会を設置し効率的な点検評価活動を行っている。自己点検・評価活動の公表については、本学のホームページ上に公開し、別途、印刷製本の上、学内全専任教職員と学園内に配布した。

(2) 7-3の自己評価

自己点検評価組織を見直し、自己点検評価委員会の下に小委員会を設置することで、効率的な点 検評価活動を行っていることは評価できる。また毎年、自己点検評価報告書を作成し、本学のホー ムページに公表し、外部へ公開したことも評価できる。業務改善PDCAサイクルを回しながら、 事務組織の改革、管理運営体制の見直しなども自己点検評価活動の成果といえる。

(3) 7-3の改善・向上方策(将来計画)

本学の自己点検評価活動の結果を、大学運営の改善・向上に活かすため、学長のリーダーシップの下、教職員一体となった効率的な体制を構築する。具体的には、平成22(2010)年度に教育研究等および業務改善のPDCAサイクルを点検する組織を設置し、「自己点検評価委員会」及び「小委員会」をより実効性のあるものにする予定である。

〔基準7の自己評価〕

大学の設置者の管理運営体制は、寄附行為等の定めの通り、適切に整備され、機能している。平成21(2009)年4月1日付で寺島実郎が学長に就任し、理事数6人、評議員数14人となり、定数を満たしている。また、学長のリーダーシップの下で教学に関する重要事項を協議、決定する「大学運営会議」と、理事会と大学との意思疎通を図り、法人・大学間の重要事項を審議・決定する「大学経営会議」の設置により、一層の「経営一教学一事務」間の連携強化を平成22(2010)4月から図ったことは評価できる。

自己点検評価組織を見直し、効率的な点検評価活動を行っていることは評価できる。また毎年、 自己点検評価報告書を作成し、本学のホームページに公表し、外部へ公開したことも評価できる。

[基準7の改善・向上方策 (将来計画)]

理事、監事、評議員が役割分担をいっそう明確化し、3者がそれぞれの役割をはたせるよう努めていく。さらに、運営体制の充実を図るために、寄附行為等の規程変更を含めた、運営体制の改善を図り、情報公開、透明性確保に努める。

大学を取り巻く厳しい環境変化に適応するため、平成22(20010)年4月に設置した「大学運営会議」及び「大学経営会議」の機能性及び実効性を高める。

自己点検評価活動については、平成22(2010)年度に教育研究等および業務改善のPDC Aサイクルを点検する組織を設置し、「自己点検評価委員会」及び「小委員会」をより実効性のあるものにする予定である。